

# エドモンド・バーク社会思想の 基底としての大土地所有 —法定相続不動産としての自由と国制—

立 川 潔

- I 問題の所在
- II 政治社会とコモン・ロー上の身分関係
- III 慎重な選びの産物としての国制
- IV 法定相続不動産としての自由と国制
- V 革新の精神と法定不動産相続
- VI 大土地所有と政治的理性
- VII 結びに代えて

## I 問題の所在

エドモンド・バーク (Edmund Burke) の一貫した政治課題は、「君主の専制政」と「群衆の専制政」を阻止し、「この 500 年間の自由の拡大と繁栄の増進」(Burk [8] 221/449) を実現してきたブリテンの国制を「保守と修正の二原理」(Burke [9] 72/29) に基づいて継承していくことにあった。意思の支配から法の支配を保守するバークの階級的基盤は大土地所有におかれていた。バーク自身、自分が活躍してきた政党は「言葉の真の意味での貴族の政党」であり、「その構成と原理において、我が国の確固とした、永続的に占有されてきた財産と結びついた政党、その種の財産に由来し、我が国に安定を与えている性向によって、王国の古くから頼りにされてきた慣習と結びついた政党、安定と独立とい

---

※引用表記：引用頁数は原典、翻訳のある場合は翻訳の順で、たとえば (Burke [9] 29-30/43-44) のように数字のみを表記した。なお訳文は適宜変更させていただいた。また強調点はすべて原典によるものである。[ ] は本論文執筆者による挿入を示している。

う土台の上に本質的に構築されてきた政党，したがって，宮廷の卑屈な追従からも人民の軽率，僭越，軽挙からも無縁な政党である」(Burke [17] VII, 52-53)と明言している<sup>1)</sup>。「かの貴族原理がなければ，あらゆる支配は君主の単なる専制政か，狂暴で無神論の烏合の衆の野蛮な暴虐にならざるをえない。後者は，紳士に相応しく教養ある人々にとっては，専制政それ自体よりも，計り知れないほどはるかに甚大な悪である」(Burke [17] VII, 160)。このようにバークは，一貫して専制政に対抗する橋頭堡を君主にも人民にも迎合することのない大土地所有におくとともに，後年においてはとりわけ国内の議会改革やフランス革命を主導した自然権思想に基づく多数者の意思の支配を阻止することをその主要な課題の一つとしていた<sup>2)</sup>。

ところでこのような土地支配体制を担保しているのがコモン・ローである。メイトランド(F. W. Maitland)はその点を端的に次のように表現している。「土地法は私法ではなく，公法が土地法であり，あらゆる種類の公的及び政治的権利は，土地に対する権利と緊密かつ全く解き難い形で融合してしまっている」(Maitland [25] 155/207-08)。公法と私法の「未分化」は，コモン・ローが封建的土地保有に淵源を有する法だからである。「コモン・ローの起源は領主と家臣

1) 言うまでもないことだが，バークは現実の貴族に無批判であったわけではない。「私は，少なくともその言葉が通常理解される意味では貴族の支持者ではない。……大部分の貴族は，独立した卓越した状態を守り抜くどころか，いとも簡単に彼らに相応しい尊敬を忘却してむざむざ哀れむべき隷従の状態に落ち込んでしまっていることに気づかない人は観察者として落第である」(Burke [3] 268/4)と述べて「宮廷の卑屈な追従」に趨る貴族を批判するとともに，フランス革命と革命戦争という「あらゆる種類の利益が投機の対象となる不安定な時代」に「富と重要な地位への彼らの固執自体に促されて，来たるべき新秩序ないし無秩序において重要な地位を獲得すべく，勝利を占めそうな見込みのある陣営へ進んで身を投じて主導的な役割を果たそうとする気になる」「一部の身分が高く富裕な人々」(Burke [11] 468-69/685)がいることも知悉していた。しかし，本論で明らかにするように，バークは，「推定(presumption)」を通じて貴族が法の支配の橋頭堡であると判断している。

2) 自己統治権を主張する自然権思想からは必然的に多数者の意思の支配が導かれるのであり，その支配にはいかなる正当性もないし，いかなる便宜も見出せないというのがバークの評価である。

「フランスにおいてもイギリスにおいても，明示的であれ暗示的であれ，頭数で数えられた多数者を，個々の共同社会の活動的な人民と指名する国家の原初的な契約，あるいはそれに続く契約が存在しないことも同様に明らかである。その上，この頭数で数えられる多数者を人民と見做し，そのようなものとしての彼らの意思が法であるという原理を主張する場合，私はそこに権利ばかりではなく，いかなる便宜も効用も見いだせない。」(Burke [11] 447-48/661-62)

の相互的権利と義務の類推を新しい諸問題に一般的に適用することにあつた」(Pound [30] 26)。つまり、コモン・ローは「封建法の所産」(Ullmann [35] 74/129)なのであり、「コモン・ローのルーツはイギリスの地中深くにある」(Graveson [21] 7)。

したがって、バークが専制政批判の原理としている自由概念は、いわゆる「私法」が前提としている自由、すなわち自律した個人が自由意思に基づき自らの権利・義務を決定することができるという私的自治の原則に基づく自由ではない。「私が愛する、そして全ての人々が享受する権利があると思える自由は……孤立した、関連のない、個人的な、利己的な、自由ではない。つまり、恰もあらゆる人が自分自身の意思で自らの全ての行為を統制できるとような自由ではない」(Burke [17] VI, 42)との言説はそのことを端的に示している。まさにバークは「政治的自由の原理を土地財産についての我々の法の原理に結びつけていた」(Pocock [27] 212)とすることができるのである。

我々はすでにコモン・ロー上の身分関係がバークの社会思想の根底にあることを論証してきた(立川 [38] [39] 参照)。バークが一貫して批判してきたのは、人は自らの自由意思で自らの権利と義務を決定すべきだという自己統治権を主張する自然権思想であった<sup>3)</sup>。バークにとって義務は自由意思によって決定されるものではなく、人々がおかれた身分関係—たとえば雇主と労働者の関係、夫と妻の関係、親と子の関係—に付随する。自由意思に基づかない義務を否定する自己統治権の主張はこの身分関係を解体し人々を「単に多数の漠然とした、ばらばらな個人」(Burke [11] 445/659)に分解してしまう思想であった。このバークの立場が、人間関係を相互的な権利と義務の付随する関係と捉えるコモン・ローの思考方法を反映したものであることは明らかであろう<sup>4)</sup>。バー

---

3) もちろんバークは意思の自由を否定しているどころか、それを自由人であることの中核に位置づけている。バークは定住法を次のように痛烈に批判している。「奴隷の境遇は、どこであれ人間の意思の自由を破壊する権力が存在するところにある。もしあなたが私を私の好きなところに住むことを—それは必然的に私が自分自身を維持し扶養する最適なところに住むことを意味するのだが—許さないならば、私は奴隷である」(Burke [4] 402)。バークが批判するのは、自らの義務は自らの自由意思によって決定されなければならないという主張である。義務は契約の結果入ることに合意した人間関係に付随しているというのがバークの強調するところである。

4) たとえば家政関係はアリストテレス『政治学』に見られるように古典古代に遡ることができるが、ローマ法とコモン・ローでは家政関係の捉え方が根本的に異なる。パウンドによれ

クにとってこの双務的な関係およびその関係が育む感情—「愛着の原理」—こそが社会結合の原理であったとすることができる(立川[39] III章参照)。

さらに、バークにとって、自らの自由意思に基づく判断を尊重し過去に拘束されることを否定する自己統治権の主張は、たんに現存する人々の関係を解体させるだけではなく、祖先から子孫へという時間的な継承関係をも断ち切る思想であった。国民や社会は「幾時代をも幾世代をも経た慎重な選び (deliberate election) の産物」(Burke [8] 218-19/447)なのである。自然権思想は現存する人々を「ばらばらな個人」に解体するだけではなく、祖先から連綿と繋がる関係を断ち切ることによって人々を「夏の蠅」の如き存在にしてしまう思想でもあった。それゆえ、この思想は必然的に空間的にも時間的にも「社会全体の破壊と解体」(Burke [15] 253/919)に導くとバークは洞察していた。

この思想に対峙するのにバークが依拠したのは、コモン・ロー上の身分関係とともに、「法定不動産相続の観念 (the idea of inheritance)」であった。コモン・ローでは土地財産の継承も、遺言者の意思による遺贈ではなく、その準則に従って法定相続人に相続されるのであり、被相続人は自らの意思で相続人を選択しえない。法定不動産相続の準則は1925年までほとんど修正されずに存続することになったのだが(Baker [2] 146/251)、バークはこのような特有な相続方法をもつ土地財産にイギリスの自由や国制を擬制させている。本稿ではバークがこの法定不動産相続の観念によって自己統治権思想にどのように対峙していた

---

ば、「ローマの世帯は、相互的権利と義務を伴う関係の基礎の上ではなくて、権威の基礎の上に組織されていた。近代のローマ法の基礎が敷かれたとき、法学者は、自らは権威あるローマのテキストを解釈し適用する以上のことはできないと信じた。したがって、用いられた類推は、教会法典 (Corpus Juris) から導かれたローマ法の類推であった。したがって、コモン・ローの思考方法が、それが発生した中世の、封建的な、関係的に組織された社会の類推によって決定されたのに対して、近代のローマ法の思考様式は、厳格法時代における家長による都市国家政治社会の類推によって決定されていた」(Pound [31] 58-59)。ローマ法では家長 (paterfamilias) は家庭内では法律上至高の存在であり、権利はもっているが、いかなる義務も家庭内では負っていない。それに対して封建法を淵源とするコモン・ローでは、家族は保護と服従の関係として考えられている。つまり、「服従は家長の権利によるのではない。服従はその関係によるのであり、その関係に伴う保護の目的のためである。家長の権利はその関係から生じるのであって、世間に対して家族を保護する義務を遂行する権利なのである」(Pound [30] 27)。パウンドは、この「関係」概念こそ「封建法が我々の法体系」に与えた「根本的な思考様式」であり「その思考様式は我々の法がもつ個人主義を常に緩和してきた」(Pound [30] 15)と主張する。

かを明らかにしたい。バークの社会思想の根底には土地法を中核とするコモン・ローの思考方法が息づいているのである。

## II 政治社会とコモン・ロー上の身分関係

バークは、「社会は一種の契約である」(Burke [9] 146/123) という。しかし、その契約は、社会契約論者が前提としているような自律した個人が自由意思に基づき自らの権利・義務を決定する契約ではない<sup>5)</sup>。契約は自由な意思で締結されるけれども、その権利・義務は自らの自由意思で決定することができるのではなく、合意によって入る関係に付随している。

「義務は自由な意思によるものではない。義務と意思とは互いに相容れない概念である。政治社会は、最初は自由な意思による行為の産物であったかもしれないが（そして多くの場合は疑いもなくそうであったのだが）、政治社会の継続は、その社会と共存している永続的で確固たる誓約の下にある。そしてその誓約は、その社会のあらゆる個人に、彼らのいかなる正式な行為がなくとも、付随しているのである。それは人類の一般的感覚から生じる一般的慣行によって保証されている。人々は自らの選択とは無関係にその結びつきから利益を引き出す。そして、これらの利益の結果、自らの選択とは無関係に義務に従っているのであり、さらに自らの選択とは無関係に、実定法の責務にいささかも劣らない拘束力をもつ実質的な責務を取り結ぶのである。」(Burke [11] 442/654-55)

バークにとって政治社会は「コンヴェンションの所産である」(Burke [9] 110/76)。政治社会という「結びつき」によって得られる共通利益の相互了解、すなわちコンヴェンションに基づいて自由意思で契約が結ばれる。政治社会という結びつきから得られるこの利益が「統治の下にある人間の権利」(Burke [9]

5) ジョン・ロック (John Locke) は『統治二論』後編第一章で「為政者が臣民に対してもつ権力は、子供に対する父親の権力、サーバントに対するマスターの権力、妻に対する夫の権力、奴隷に対する主人の権力とは区別することができよう」(Locke [22] 268/292-93) と述べて、政治権力が家政的關係における権力とは明確に異なることを強調している。しかし、バークの場合、契約の結果、契約当事者の意思とは独立に権利・義務が付随する身分関係に入るという点で、政治社会は家政関係と同じ位相にあると捉えられている。

112/79)である。その権利を実現するための義務は、自らの選択とは無関係に人々を拘束する。自由な意思によって義務が発生するのではなく、人と人との関係から発生することが強調される。こうした契約概念は、封建契約にその淵源を辿ることのできるコモン・ロー上の身分関係に入る契約—たとえばマスターとサーバントの雇用契約—と位相を同じくしている<sup>6)</sup>。この相互的な権利・義務の関係が育む愛着の原理が社会にとって必要な「自然な従属の原理(the principles of natural subordination)」として作用する。この点については立川[39]で詳細に論じたので、ここでは繰り返さないが、この原理は、封主と封臣の関係がそうであったように、一方的な従属ではなく、相互的な義務—保護と服従—にもとづく原理であり、ここから相互信頼に基づく従属関係が成立するとバークが認識していたことは指摘しておきたい<sup>7)</sup>。

- 6) 森[41]は雇用契約とマスターとサーバントの関係について次のように鋭い指摘をしている。「英米のコモン・ローでは、雇主もサーバントも共に身分 status として捉えられ、彼らに帰属する権利と義務の多くは、契約それ自体からというよりも、契約によって両当事者が入る身分に付随したものととして構成される。……両当事者は契約を結ぶことによって身分として表示される一定の関係に入る。そしてこの関係こそが、両当事者の権利と義務を定めると。契約を結ぶかどうかは個人の意思による。しかし意思の専制はそこまでであって、契約内容のすべてが意思に基づくものではない。この法理解に従うならば、雇主の懲戒権やサーバントの忠誠義務といった雇用関係に孕まれる権利と義務は、契約締結時に両当事者が意思したものではなく、両者が契約によって入った関係に付属したものとみなすことができる。人は契約を通じて身分に属するのであるから、この理論においては契約と身分を対立させることはそもそも要請されないのである。」(森[41] 44)。それゆえ、「イギリスの近代雇用契約法は、法的構造において、自由・平等と支配・従属という二重の要素をあわせもっており、支配・従属という要素を表現するものは、前近代的な法の歴史的残滓ではないというのがその到達点である」(石田[36] 10)という評価がなされることになる。なおこの点については Deakin & Wilkinson [19] も参照されたい。

バークもまた労働者と雇主について、「当事者の相互的な便宜と、さらに言えば彼らの相互的な必要とによって命じられるコンヴェンション」(IX, p. 126)に基づいて自由な意思で契約を結ぶ。しかし、「契約がなされると彼らの自由裁量権は終熄し」「服従関係の連鎖」に入るのだと言う。明らかにバークは、雇用関係を身分関係として捉えているのであり、労務と報酬のたんなる交換関係として捉える平板な理解を超えている。

- 7) バークは、国王と直接受封者を頂点とする封主-封臣関係が、誠実(fealty)という愛着の原理—それは「自らの名誉や自らに従う人々の名誉」という相互の名誉を基礎とした関係を形成する—を育むことで、相互不信を取り除き、「服従を紳士に相応しく(liberal)」するとともに、国王から「高慢と権力の荒々しさ」を奪い、彼らに「社会の評判という柔い首輪を甘受」させ、「法を蹂躪していた支配者を習俗によって従順にさせた」と論じている。法の支配はこのような相互的な信頼を醸成する相互的な権利・義務関係によって支えられていると認識しているのである(Burke [9] 129/99)。バークにとって騎士道精神である「紳士の精

さらにバークは社会の結合契約は胡椒やコーヒーのような物品取引の契約とは異なることを強調している。

「なるほど社会は一種の契約である。たんなるその時々を利益とする重要性の低い契約ならば好きなきに解消もできよう。しかし、国家は、僅かな一時的利益のために締結され当事者の気まぐれに任せて解消されるような胡椒やコーヒー、キャリコやタバコ、その他これに類する低次元の物の取引における共同事業の合意 (partnership agreement) と選ぶところがない、などと考えられるべきではない。国家はもっと別の尊敬をもって眺められるべきものである。というのもそれは、一時の、朽ち去るべき性質をもった、低次元の動物的存在に役立つだけの物質についての共同事業ではないからだ。それはすべての科学の共同事業、すべての技芸の共同事業、すべての徳とすべての完全さについての共同事業なのである。」 (Burke [9] 146-47/123)

バークは政治社会と国家を区別していないし、コンヴェンションー共通利益の相互了解ーを基礎としての合意という点で政治社会と胡椒やコーヒーの共同事業に違いがあるとは論じていない。バークが強調していることは、胡椒やコーヒーのような「その時々を利益とする」とする物品取引とは異なって、国家は、科学、技芸、徳等についての共同事業、換言すれば「人間本性上可能な完成に到達する」共同事業だということである。バークは次のように述べている。

「実際この政治社会なしには、人間は本性上可能な完成の域に達する可能性がまったくないばかりか、それに対して遙か遠い地点に微かに接近することすらできない。……自らの徳によって完成されるべきものとして我々の本性を与え給うた神は、またその完成に必要な手段をも意思された。即ち神は国家を意思され、国家があらゆる完全性の源泉と本源的な模範たるものと結びつくことを意思された。この神の意思を確信し、この神の意思が法の中の法であり、主権者の中の主権者であると確信している人々が、こうした我々の法人としての

---

神」が「宗教の精神」とともに人間の荒々しい情念を抑制する文明社会の規範体系とされてきたことについては小島 [37] とくに第三章を参照されたい。

誠実と臣従 (fealty and homage) が執り行われ、こうした最高領主権 (signiory paramount) の承認が、……なされることを遺憾と考えるはずはないのである。」 (Burke [9] 148/125)

注目すべきことは、神と人間の関係が、恩給地 (benefice) を介した封主-封臣関係の類推で捉えられていることである。人間は神から人間本性とその完成に必要な手段である政治社会を与えられた。政治社会は神から与えられた「賜物 (beneficence)」 (Burke [9] 109/75) である。それゆえ神に対して人間は、法人として誠実と臣従の誓いと最高領主権の承認を行う。我々はこうしたバークの言説をアナクロニズムと切り捨てるのではなくて、コモン・ローの淵源である封主と封臣の相互的権利と義務の類推を神と人間の関係にまで適用させている点に留意しなければならない。

「我々は全ての人々に対して義務を負っているが、その義務は断じてある特定の自由意思による契約の結果ではない。義務は人と人との関係から、さらに人と神との関係から生じるのであって、それらの関係は決して選択の問題ではないのである。」 (Burke [11] 442/655)

このようにバークの社会認識はコモン・ロー上の身分関係にその基礎をおいているのである。

### Ⅲ 慎重な選びの産物としての国制

人間本性の完成を目指すとなれば、国家は永続的な共同事業となるのだから、それは現世代だけではなく世代継承される共同事業、つまり現存する人々の横の関係だけではなく、祖先から子孫へと承継される縦の関係でもあることが強調されることになる。

「そうした共同事業の目的は多くの世代を重ねてもなお達成不可能な以上、国家は、現に生存している者との間の共同事業たるに止まらず、現存する者、既に逝った者、はたまた将来生を享ける者との間の共同事業となるのだ。」 (Burke



[9] 147/123)

バークは国民 (nation) そして国制が時間的に継承されてきた存在であることについて次のようにも述べている。

「国民という観念は、たんに地域的な広がりや諸個人の一時的な集合の観念ではなくて、数的空間的ばかりではなく、時間的にも広がった連続体の観念である。さらに、国民は、ある日の選択 (choice) でも、一組の人々の選択でもないし、慌ただしい軽薄な選択の結果でもない。それは幾時代をも幾世代をも経た慎重な選び (deliberate election) の産物である。それは、選択よりも一万倍も優れたものによって作られた国制である。つまりその国制は国民の特殊な状況、機会、気質、性向、さらに長い時の中で現れる道徳的、市民的、社会的習慣 (habitudes) によって作られたのである。その国制は躰に見合った衣裳なのだ。」  
(Burke [8] 219/447)

「幾時代をも幾世代をも経た慎重な選び」の結果形成されてきたのが国制であり、国民である。バークは「我が国制は時効による国制なのである。すなわち、その唯一の権威は、それが古来存続してきたということだけである」と述べている。「古来存続してきた」という表現の中には国制ないし国民自体に「慎重な選び」を可能にする特性が内在していることに留意しなければならない。「慎重な選び」とは特定の人々の意思による選択ではなく、「習慣 (habitudes)」による淘汰である。言い換えれば「市民生活の様々な状況を通じて伝えられているあの習慣 (habits) の働き」(Burke [9] 231/232) によって淘汰がなされるとともに、淘汰を通じて習慣自体が修正されていくということである。この「第二の人間本性 (second nature)」である習慣の中で住民 (inhabitant) として生きているのが国民なのである。それゆえこの「慎重な選び」を可能にする習慣が解体されるということは国民それ自体が解体されることを意味するのである<sup>8)</sup>。ともあれ、「慎重な選び」によって「いつの世からとはなく (time out of

---

8) 慎重な選びを可能にする習慣を解体することの意味は、革命フランスが一体としてのフランス国民を創出するために行った幾何学的な地域区分についてのバークの次の批判を読めば了解されるであろう。

mind) 存在してきた」ことが実感され、そしてその結果として、「ある国民が既存の統治組織の下で長期にわたって存続し繁栄してきたということが、まだ試みられたことのないいかなる企画よりもその統治組織を支持する推定 (presumption) となる」。人々がこのように「推定」することは「人間の精神に根ざしている (in the constitution of the human mind)」、したがって自然であることをバークは強調する (Burke [8] 219/447)。この「推定」は後に検討するように政治的理性の主体を貴族と同定する際にも重要な働きをすることになる。ともあれ、このような習慣および時効と推定の働きは、国家を、現に存在する人々の意思によって、あるいは物品取引契約のように「その時々<sup>9)</sup>の利益を目的」として、変革してはならないというバークの判断を支持しているものであり、次に見るように、法定相続不動産に自由と国制を擬制するバークの主張と符合することになる。

#### IV 法定相続不動産としての自由と国制

バークによれば、混合政体は今日の姿になって「少なくとも 500 年」が経過したが、「この 500 年間の自由の拡大と繁栄の増進というこの国の幸福な経験」が可能であったのは、自由を「限嗣法定相続不動産 (entailed inheritance)」として継承してきたからであった<sup>9)</sup>。法定相続人は、家産としての不動産を保

---

「我々は、国家に対する愛情を己が家族の中より始める。冷たい身内が熱烈な市民たることはない。次に我々は我々の隣人に、そして我々の地元のいつもの人間関係 (our habitual provincial connections) へと進む。そうした場所こそ居酒屋であり休息所なのだ。権威による突然の突き上げによってではなく、習慣 (habit) によって形成されてきた我が国のそうした地区のそれぞれが、偉大な国の小さな似姿なのであり、そのような国でこそ心が満たされる何かを見出してきたのだ。全体に対する愛は、この下位の偏愛によって消滅することはない。むしろそれはより高次のより広範な考慮を涵養するためのある種の基礎訓練となる。こうした訓練によってのみ、人は自分自身の関心に対するのと同じように、フランスのような広大な王国の繁栄にも心を動かされるようになるのだ。地元の古来の名称に対してと同様に全体としての領土そのものに対して市民が関心を抱くのは、その形の幾何学的な属性からではなく、古来の偏見と不合理な習慣 (old prejudices and unreasoned habits) の結果なのである。」 (Burke [9] 244-45/249)

- 9) アダム・スミスが限嗣相続制について厳しく批判しているのは周知のところであろう。スミスは長子相続制が、土地が単なる生活手段ではなく防衛手段であった無秩序の時代には不合理的ではなかったが、所有権の安全が確保された現在では合理的な理由を失っていると論

守する役割を与えられていて、自らの自由意思で不動産の処分を決定しえない。バークは、イギリス人の自由を限嗣法定相続不動産と擬制することで、イギリス人の自由が世代継承されていく自由であること、それゆえ普遍的な人権としての自由ではないことを強調する。

「我々の自由を、我々の祖先から発して我々に至り、さらに我々の子孫まで伝えられるべき限嗣法定相続不動産 (*entailed inheritance*) として要求し主張すること、すなわちこの王国の人民にだけ特別に帰属する不動産権 (*estate*) として、何にせよそれ以外のより一般的権利や先行する権利などとは決して結びつけないこと、これこそ、マグナ・カルタに始まって権利宣言に至る我が国制の不易の方針であったことを理解しうるであろう。この方法によって我が国制は、その構成部分の間にかくも多様性がありながら、しかも統一性を維持している。我々は世襲の王冠と世襲の貴族身分、また永きにわたる祖先の系譜から特権、特許、そして自由を法定相続している庶民院と人民とをもっているのである。」  
(Burke [9] 83/43)

バークにとって、意思の支配に対抗する橋頭堡たる「確固とした永代的に占有されてきた土地財産」を継承させてきた相続方法が、ブリテンの自由と混合政体の継承を可能にしてきたのである。ブリテンには完全な所有権を有している自由所有地 (*allodium*) は存在せず、「イングランドの物的財産法は封建的土地

---

じている。ただ「あらゆる制度の中で家名の誇り (*family distinctions*) を保つには、あらゆる制度の中で、長子相続が最も適しているために、今後さらに何世紀にもわたってこの制度は保持されそうだ」(Smith [33] I, 383/II, 14) との認識を示している。限嗣相続制は長子相続法から自然に行き着いた結果であり、「人間の全ての子孫は、土地および土地が包有するすべてのものに対して、同等の権利をもってはおらず、おそらく 500 年も昔に死んでしまった人々の気紛れによって、現代人の財産が規制され制約されて当然だ、という馬鹿げた想定に立っている」とし「限嗣相続制は、その国の高職栄典に対する貴族の排他的特権を維持するために必要だと考えられており、この貴族階級は、自分たち以外の同胞市民を抑えつけて一つの不当な特権を強奪しているので、貧困のゆえにこの特権が世の嘲笑的となることのないよう、彼らがさらにもう一つの別の特権をもつことも当然だと考えられたのである」と厳しく批判している (Smith [33] I, 384-85/II, 15-16)。「馬鹿げた想定」という評価は本稿 13 頁のトマス・ペインの評価と通じている。ウインチは「スミスが限嗣不動産相続権に関連する主題について述べていることはそれについてのバークのいかなる見解とも調和させることはできない」(Winch [34] 181) と結論している。

保有条件法になる」(Maitland [5] 163-64/219)。それゆえ、自由や混合政体は、自由所有地に擬制されているのでもなく、いわんや胡椒やコーヒーのような動産に擬制されているのでもなく、コモン・ローの準則に従って法定相続される物的財産に擬制されていることに留意しなければならない。というのも、パークにあっては、自由や混合政体はいずれも法定相続される不動産としての性格が賦与されているものと考えられているからである。

「我々は、己が作為としての制度を自然と一致させるという同じ計画を通じて、そしてまた、我々の理性の誤り易くか弱い考案物 (the fallible and feeble contrivances of our reason) を補強すべく自然の不謬強力な本能 (unerring and powerful instincts) の援けを呼び込むことで、自らの自由を法定相続不動産として考えるということからもたらされるこの他幾つかのしかも少なからざる利点を引き出してきた。恰も列聖された先祖の眼前にいるかのように何時も行為していれば、それ自身としては無秩序と過度に導かれがちな自由の精神といえども、畏怖すべき厳粛さでもって抑えられる。この紳士にふさわしい家系 (liberal descent) という観念は、我々に生まれながらの尊厳という習慣化した意識 (a sense of habitual native dignity) を吹き込むのである。」(Burke [9] 84-85/45)

パークは自由を法定相続財産に擬制することで自由が「貴族原理」を帯びた観念であることを強調していたといえる。我々は「列聖された祖先の眼前にいる」と感じることで、そして「生まれながらの尊厳」を感じることで、「それ自身としては無秩序と過度に導かれがちな自由の精神」が抑制され、「我々の自由は高貴な自由 (a noble freedom) になる」(Burke [9] 85/45)。「生まれながらの尊厳という習慣化した意識」は、「紳士にふさわしい家系」に属しているという観念に依存している。つまり、個人の尊厳とは、時間的に切り離された現存する個人によっては抱きえない、過去と未来に繋がっている個人だけが抱きうる観念なのである<sup>10)</sup>。個人は、そして個人の抱く尊厳の観念もまた「時間的に

10) パークは尊厳の感覚を「紳士にふさわしい家系」に属しているという意識と結びつけている。したがってそのような家系に属しているという意識をもたない「人民は名声と評判への感覚という地上で最大の抑制力の一つに対しても、それほど責任を感じない」(Burke [9] 144/119) ということになる。アダム・スミスの共感による自己抑制と対比すると両者の間に

も広がった連続体の観念」なのである。

さて、この「貴族原理」を帯びた自由と対照的に、「恰もあらゆる人が自分自身の意思で自らの全ての行為を統制できる」という自己統治権としての自由は、祖先の営為だからといって敬意を払うことはない。たとえばトマス・ペイン (Thomas Paine) は次のように述べている。

「あらゆる時代と世代は、先行する時代と世代と同様、どのような場合にも、その思うとおりに振舞う自由がなければならない。墓の中に入っているながら、なおかつこの世を統治しようとするなどという虚栄心や傲慢はあらゆる専制の中でも最も笑止千万な尊大な専制である。人間は人間に対する所有権をもっていない。いかなる世代もそれに続く世代に対する所有権をもっていないのだ。」  
(Paine [26] 278/24)

ペインが主張している自由は、現世代の自己統治権としての自由である。それは過去の世代との連続性を省みていない。むしろその断絶を促す「自律」した個人の自由であり、したがってそれは現世代が不都合と思えば過去の考案物を廃止しうる権利を含意する。

「国民は、どのような統治形態であれ、不都合と思えばこれを廃止し、その

---

は自己抑制しうる主体の違いに距離があるようにも見えるが、しかし、『国富論』第5編第1章第3項の次の記述を読むとき、その距離は想像以上に小さいかもしれない。「身分と財産のある人は、その地位によって、大きな社会の際だった成員であり、その社会は彼の一举手一投足にも注意を払うから、そのため彼のほうも自分の一举手一投足に留意せざるをえなくなる。彼の権威と重みは、この社会が彼に対して抱く尊敬の念に依存するところが極めて大きい。彼はこの社会の中で面目を失ったり信用を落としたりするようなことを、何であれあえてしようとはしない。この社会の中で彼のような身分と財産のある人なら当然だと一般に合意されている種類の道徳を、厳格なものでも厳格でないものでも、極めて厳しく守らざるをえない。これに反して、低い境遇の人は、どの大きな社会でもその際だった成員であるということからほど遠い。彼が田舎の村に留まっている間は、彼の行動は注目され、したがって彼自身も、自分の行動に留意しなければならないであろう。この状況において、そしてこの状況においてのみ、彼は失うべき評判とよばれるものをもっているであろう。しかし、大都市に出てくるや否や、彼は世に知られず埋もれた境遇に (in obscurity and darkness) 陥る。彼の行為は誰にも観察されず注目もされず、したがって彼もまた自分の行動をおろそかにし、あらゆる種類の低劣な不品行に耽ることに極めてなりやすい。」(Smith [33] II. 795/III. 169)

利益と意向と幸福とに合致するような統治形態を樹立する、奪うことのできない生得の権利 (an inherent indefeasible right) をいついかなる時にも所有しているのだ。」(Paine [26] 385/185)

現世代が自らの自由意思によって振舞う自由に対して、バークが法定相続不動産としての自由を対峙させる背景には、「人間とは無知で誤りやすい存在」、「可謬の存在」であるという人間認識がある (Burke [9] 292/313)。

啓蒙の時代において、「財産が偏見の被造物 (a creature of prejudice)」(Burke [9] 166/146) であれば、時効も推定も偏見の産物である。しかし、「統治の時効はけっして盲目的な無意味な偏見に基づいて形成されているのではない。というのは、人間という存在は極めて浅はかであるとともに極めて賢明だからである。個人は愚かであるし、群衆も、慎重さを欠いて行動する際は愚かである。しかし人間は類としては賢明であり、しかも時が類としての人間に与えられる場合には、ほとんど常に正しく行動するものである」(Burke [8] 219-20/447)。時効や推定は、「自然の不謬強力な本能」である。それは「人間の精神の構造に根ざしている」偏見であり、それゆえに「幾時代をも幾世代をも経た慎重な選び」—「類としては賢明であり、しかも時が類としての人間に与えられる場合」—の産物である「理性を伴った偏見」なのである。「我々の理性の誤り易くか弱い考案物」は、「自然の不謬強力な本能」によって「補強」されなければならない。ペイン達のいう「生得の権利」は「裸の理性」に他ならない。

「我々は、各人が自分だけで私的に蓄えた理性に頼って生活したり取引したりせざるを得なくなるのを恐れる。というのも、各人のこのような蓄えは僅少であって、どの個人にとっても、諸国民や諸時代の共通の銀行や資本を利用するほうがより良いと我々は考えるからだ。我が国の思索家の多くは、共通の偏見を打ち砕くよりも、そうした偏見の中に漲る潜在的な叡智 (latent wisdom) を発見するために、自らの賢察を発揮するのだ。彼らは自ら探し求めていたものを発見した場合、しかも、それに失敗することは殆どないのだが、彼らは、偏見の上衣を投げ捨てて、裸の理性の他は何も残らなくするよりは、理性をうちに含んだ偏見を継続させるほうがはるかに賢明であると考え。何故ならば、理性を伴った偏見は、その理性を行動に赴かしめる動機や、またそれに永続性

を賦与する情愛を含んでいるからである。」(Burke [9] 138/111)

法定不動産相続は、バークにとって、「慎重な選び」を経ることで、頼りない人間の理性の考案物を補強する「理性をうちに含んだ偏見」ということであろう。その法定相続不動産に擬制されるのは自由だけではなく国家や法にまで及ぶ。これらすべてが物的財産の相続法によってのみ確実に継承されていくことが可能であるとバークは主張する。

「社会 (commonwealth) や法は、祖先から受け取ったものであり、本来子孫に属すべきものであることを心にとめず、それらの一時的占有者及び終身賃借人 (life-renters) にすぎない人々が、恰も自分たちこそ完全な主人であるかの如くに行為する、といったことがあってはならない。すなわち、自らの社会の根源的な構造全体を恣意的に破壊し、それによって限嗣不動産権を打ち切ったり法定相続不動産の価値を減価したりしても、それは自分達の権利の一つなのだ、などと思わせてはならない。もしもそうしたことを行えば、彼らは、後に続く者に対して、住処どころか廢墟を残すことになるであろうし、彼らが自らの祖先の諸制度を殆ど尊重しなかったのと同じく、彼らの考案物もまた大して尊重しないよう教えることになるであろう。浮ついた思いつきや流行と同じ程、頻繁に、大量に、しかも多くの方法で、国家を変革しようとするこの無原則的な安易さのお陰で、社会の連鎖と継続 (the whole chain and continuity of the commonwealth) はすべて破壊されてしまうであろう。およそどの世代も他の世代と繋がることは不可能になる。人間は夏の蠅と殆ど選ぶところがなくなってしまうであろう。」(Burke [9] 145/121)

現世代は、「法定相続不動産」のたんなる「一時的占有者」にすぎない。法定相続とは、たんなる相続でも世襲でもない。要諦は「一時的占有者」を始めとする意思の支配の排除なのである。それゆえ現占有者達が自由所有地所有者のように「自分達こそ完全な主人である」かの如くに行為することは許されない。もし自らの自由意思で処分するならば、世代間の継承は断たれ、人々は「夏の蠅」と化す。既に見たように個人の尊厳は時間的継承的観念だから、その継承が途切れれば、自らに尊厳を抱くこともできない。その結果「自らの祖

先の諸制度を殆ど尊重しなかったのと同じく、彼らの考案物もまた大して尊重しないように教える」ことになる。こうして自由の精神は歯止めを失い無秩序と過度に導かれる。さらに世代継承すべき「人間本性上可能な完成に到達する」共同事業としての国家は崩壊せざるをえないであろう。「自分達こそ完全な主人である」という自然権思想はそれゆえ「革新の精神 (spirit of innovation)」と相即不離の関係にある。

## V 革新の精神と法定不動産相続

バークは『省察』でフランス革命の首謀者を貨幣利害と政治的文筆家—「フランス流の人間の権利」の主唱者—と特定していた (Burke [9] 162/142)。彼らはいずれも「革新の精神」に向かう強い性向をもっていた。「貨幣利害はその本性上いかなる冒険 (adventure) にも進んで乗り出す」 (Burke [9] 159/139)。というのも「貨幣は……如何なる刷新 (novelties) ともより自然に合流する」からである。「文筆家は、自分を際立たせたがる人種であって、革新を喜ばないことは滅多にない」 (Burke [9] 160/139-40)。フランス革命は彼らの「革新の精神」の発現であったのだ。

バークは変革 (Change) と改革 (Reformation) の違いを次のように述べている。

「前者 [変革] は対象そのものの本質を変え、対象に伴うあらゆる偶有的弊害ばかりではなく、あらゆる本質的な善さを除去してしまう。変革は刷新 (novelty) であり、それが改革のもたらす効果のいずれかひとつでも生じさせるかどうか、あるいは改革が望まれるに至ったその原理それ自体と矛盾していないかどうかは、事前には確実に知ることはできない。これに反して改革は、対象の本質を変えない、つまり対象の主要な様態を変えるのではなく、不満の種に対して直接に矯正策を適用するにすぎない。それが除去されるかぎり、あらゆることは揺るがない。改革はそこで停止する。万が一改革が失敗しても、その改革を蒙る本質は、最悪の場合でも、以前のもので保持される。……革新は改革ではない。フランスの革命家はあらゆることに不満を抱いた。彼らは何によらず改革を拒否した。それゆえ彼らは何ものをも、然り、何一つ残さず変革せずにはおかなかった。」 (Burke [14] 155/813-14)



「変革」とは「革新」であり「刷新」である。「フランス流の人間の権利の基礎の上に」形成される政府は、革新の精神から「完全に世襲的な名称や官職を廃止し、（貨幣が違いを作らざるをえない地位を除いて）人間のあらゆる社会的地位を平準化し、領地と威厳の間のあらゆる結びつきを切断し、あらゆる種類の貴族、郷紳と国教制度を廃止する」(Burke [12] 344/699-700)。これはバークにとって「名誉の原理に則って行動すべき地位にある人」を引き下ろし、貨幣の多寡の違いだけを除いた「平準化」である (Burke [9] 100/63)。彼らは法の支配に代えて多数者の意思の支配を目論む。「形而上学的に真理である」普遍的な人権を主張する彼らにとって、多数者の意思を実現する統治だけが「唯一の自然な統治であり、それ以外は全て専制政であるとともに篡奪である」ということになる (Burke [12] 344/699)。彼らは、「政治を、便宜 (convenience) にではなく、真理に依拠させる」(Burke [11] 469-70/686) のであり、「あらゆる中庸を軽蔑して、完璧を約束し、最も単純で最短距離を進むことを公言」(Burke [11] 469/686) する。形而上学的な真理の領域では、「幾時代をも幾世代をも経た慎重な選び」という方法は不在となる。

そうした革新の精神に対してバークは法定不動産相続の観念を対峙させる。

「革新の精神は概して利己的な気質や視野の偏狭さの結果である。祖先を捨てて些かも顧みない人々は、子孫に思いを致すこともしない。それだけではない。法定不動産相続の観念は、確実な保守の原理と確実な伝承の原理を涵養し、しかも改良の原理をまったく排除しないということを、イングランドの人民は熟知している。」(Burke [9] 83-84/43-44)

革新の精神に蝕まれることなく「改良」を可能にするのが「法定不動産相続の観念」である。バークの「愛する自由」、すなわち法定相続不動産としての自由は、「革新に対する私の憎悪」(Burke [14] 157/815) と密接に結びついているとともに、すでに指摘したように改良を通じて「我々の理性の誤りやすく脆弱な考案物を補強」(Burke [9] 84/45) する方法でもあったのだ。

## VI 大土地所有と政治的理性

バークは貴族院が立脚する原理について次のように述べている。

「我々の財産を我々の家系の中で永続させようとする力こそ、財産に付随する最も貴重で最も興味深い属性の一つであり、社会それ自身の永続化に最も資する属性である。その力は我々の弱点を我々の徳に貢献させ、貪欲の上にすら仁愛を接ぎ木する。家産の所有者や世襲財産に付随する榮譽の所有者は（それに最も関わりをもつ者として）この伝達のための自然な保証人である。我が国の場合、貴族院がこの原理に立脚して形成されている。それは全面的に世襲財産と世襲による榮譽によって構成され、従って第三の立法部をなしている。……これら大財産所有者達には、彼らの欲するままにさせようではないか。そうすれば、彼らは最も優れた人々の列に連なる機会を掴むであろう。文字通り最悪の場合でも、社会 (commonwealth) という大船舶の底荷なのだ。」(Burke [9] 102/66)

法定不動産相続によって継承される大土地所有は「社会という大船舶の底荷」として社会の安定と永続にとって不可欠な存在である。「財産は不活発で不活発で臆病な (sluggish, inert, and timid) 原理」という時、それはこのような土地所有に妥当する。それに対して貨幣という富は革新と結びつく生来の傾向をもっている。

「貨幣利益はその本性上いかなる冒険にも進んで乗り出すし、貨幣の所有者はどんな種類の新企画 (new enterprises of any kind) にもより走り易い。貨幣は近時になって獲得されたものだから、如何なる刷新ともより自然に合流する。だからこそ、それは変化を求める人が皆頼ろうとする類いの富なのだ。」(Burke [9] 159-60/139)

バークは「金銭愛 (the love of lucre) は、時に愚かしいほど、時に不道徳なほど行き過ぎたりするけれども、あらゆる国家にとって繁栄の主要な原因であ

る」(Burke [16] 347) と論じている。金銭愛がイギリスの「繁栄の増進」を推進してきたという認識を示す一方で、「行き過ぎる」ことも知悉していた。貨幣は「刷新」、すなわち「革新」を引き込みがちなのである。バークは、貨幣が「生来の影響力」を発揮する事態になれば、革命フランスにおけるように、繁栄を享受してきた社会自体を破壊しようとの認識をもっていた。それだから「新たに取得され、その持続が不安定な富」である貨幣が繁栄の主要な原因となるためには、土地所有が優位な社会的地位を占めていることが必要だと主張する。

「国王、宮廷、壮麗な騎士階級 (splendid orders of knighthood)、さらに世襲貴族が存在し、加えて長子相続法と家族継承財産設定による保護とによって富貴な状態を保っている安定した恒久的な地主ジェントリーが存在し、さらに常備の陸海軍が存在し、学識者と才能ある人々に宗教と国家の利益と結びついた利益を与えている国教会が存在している、これらが存在している国では、新たに取得され、その持続が不安定な富は、決して首位もしくはそれに近い位階を占めないということが事物の自然の作用 (the natural operation of things) である。もとより、富は、人為的な制度やそれらから生成する通念によって、他国と同様に我が国においても釣り合わされたり凌駕させられたりはしているが、生来の影響力はそれ以上なのである。」(Burke [12] 347/702-03)

貨幣はその本性上革新の精神と親和性をもっている。それゆえそれに対して抑制力が存在しなければならないのであり、その抑制力となるのが、法定相続不動産としての大土地所有であり、その属性を伴った自由であり国制なのである。それらによって抑制されて「富が徳と公的名誉の忠実で精励な奴隷になるならば、富は所を得るのであり、その本来の力を発揮する」(Burke [15] 194/858)。貨幣は支配的な地位を占めないことで繁栄の主要な原因となるのだ。

このように大土地所有は革新を抑制し社会を安定させ永続させる上で不可欠な存在である。しかし、それだけではなく、バークにとって大土地所有の優位は政治の目的を達成するために枢要な政治的理性を社会に提供する上でも必要な存在でもあった。

すでに確認したように政治社会はコンヴェンションの所産であり、したがっ

て「統治の全組織は便宜 (convenience) の問題」(Burke [9] 111/78)である。「便宜 (Expedience) とは、共同体 (community) にとっての、そして共同体のすべての個人にとっての善である」(Burke [8] 221/449)。ところで政治は、抽象理論が前提としている普遍的な事象ではなく個別的変動的な事象をその対象としている。それゆえ「政治的問題は一義的には真偽にはかかわらない。それらは善悪にかかわる。結果的に悪を生み出す危険が高いものは、政治的に誤りであり、善を生み出すものは政治的に正しいのである」(Burke [11] 445/658)。普遍的な真理ではなく、その時々の変動的で複雑な状況の中で善を生み出すのが「政治的に正しい」。「状況こそあらゆる市民的政治的な計画を有益にも有害にもする」のであるから、したがって政治的問題を処理するには専門知と政治的理性が不可欠である。それゆえ政治家と被治者である人民の関係は信託の関係でなければならない。バークはそれを医者と患者の関係に譬えている。

「人民は主人 (masters) である。彼らは自分達の欲求を大まかに漠然と表明するだけでよい。我々 [政治家] は老練な専門家 (expert artists), 有能な職人 (skilful workmen) として彼らの欲求を完全な形にまとめ上げ、それに役立つ用具を選び出すのである。彼らは患者であり、苦痛の症状を告げるが、我々はその正確な病巣を突き止めて、医術の定める通りの治療を施すわけである。」(Burke [7] 547/369)

このような専門知と政治的理性を兼ね備えた集団をバークは「真の自然な貴族」としている。

「真の自然な貴族は、国家の分離した利益集団ではないし、国家から分離可能でもない。それは正しい構造を有するあらゆる大きな人民の本質的な構成要素なのである。それは道理に適った推定による階級 (a class of legitimate presumptions) から形成されるのであり、その推定は、一般的に言って、事実上の真理 (actual truths) と認めざるをえないのである。尊敬されるべき境遇で育ち、幼年期から下賤卑劣な光景をまったく目にせず、自尊心をもつことを教えられ、公衆の目という厳しい注視に曝されることに慣れ、早くから世論に注意し、大きな社会における人間と事象との広範で無数に多様な組み合わせについて大局

的に把握することが可能となるような高所に立ち、読書し反省し会話する余暇をもち、賢明で学問のある人が見出せるところではどこでも彼らの敬意と注目を引き寄せることができ、軍隊においては命令と服従の習慣を体得し、危機を恐れず名誉と義務を遂行することを教えられ、過失があれば必ず罰せられ、僅かな過ちさえ最大限の破滅的な結果を引き起こす事態において、最大限の用心深さ、先見の明、用意周到さを体得し、同胞の最高の関心事において彼らの教師として、さらに神と人間の仲裁者として期待されているとの自覚にたって慎重で規則正しい行動に導かれ、法と正義の執行者として、人類に対する第一級の恩人の中に位置すること、高度の科学や学芸や高貴な技芸に通暁すること、さらにその成功から鋭敏で強靱な知性の持ち主であることが推定されるとともに、勤労、秩序、節操、一貫性の諸徳を身につけていることが推定され、さらに、交換的正義を尊重する習慣を陶冶したことが推定される富裕な商人と交わること、こうしたことは、自然な貴族と私が呼ぶものを形成する人々の状況に他ならず、これを欠いては、そもそも国民は存在しえないのである。」(Burke [11] 448-49/662-63)

実際このような研鑽を積むことができる環境にあるのは土地所有者であろう。もちろん現実の土地所有者がこのような研鑽を積むとは限らないことをバークは知悉していた<sup>11)</sup>。しかし、バークにとって自然な貴族は、現実の土地所有者

---

11) もちろんバークのような出自の政治家もいる。バーク自身、「美徳と叡智以外には統治のための資格はない。どのような身分、地位、職業、商売であれ、そのような人が見出されるならば、彼らは人間世界の地位と名誉に至る天国からの旅券を与えられている」と述べて「あらゆることからは開かれていなければならない」としている。しかし、「無名の境遇 (obscure condition) から高位や権力に到る道は、容易すぎるように作られていても当然すぎるものであってならない」と釘を刺している。バークは財産だけでなく能力も国家の代表としなければならないことを認めるが、「能力が活発で積極的な原理 (a vigorous and active principle) であるのに対して、財産は不活発で不活性で臆病な原理であるので、財産はその代表を、比較を絶する程不均等に優勢にしておかない限り、能力による侵害から安泰ではありえない」(Burke [9] 102/65) と述べている。そこには能力が革新の精神と親和性をもっているというバークの洞察があるといえる。バークにとって「ジャコバン主義は、一国の冒険的な才人達 (the enterprising talents) による財産に対する反乱なのである」(Burke [15] 241/907)。そして「冒険の精神 (the spirit of enterprise) はこの種の人々に生まれ持った活力を残らず發揮させている」(Burke [15] 225/891) と論じて、冒険の精神、革新の精神に対する警戒を示している。上記の文章はその現われと見ることができよう。

から形成されることが「推定」されるのであり、それが「事実上の真理」なのである。「推定」は、時効の正当化と同様にここでも、勤労等を身につけ交換的正義を尊重すると「推定」される富裕な商人とともに、土地所有者の正当化についても重要な働きをしていることに留意しておきたい<sup>12)</sup>。人民の利益を実現するためには、このような政治的理性を行使する階級が不可欠なのであるから、「人民の本質的な構成要素」であり、この階級を欠けば「そもそも国民は存在しえない」ことになる。

したがって、法定不動産相続による土地所有の継承は、「底荷」として社会を安定維持させるだけではなく、国家の目的である人民の利益を実現するためにも土地所有者が政治における受託者の位置を占めることが必要であり、自然なのである。

「このような貴族を必然的に生み出す政治社会の状態こそ自然状態なのであり、野蛮で結合力のない生活状態よりも格段にそうなのである。人間は生来理性的であるがゆえに、理性が最高度に陶冶され支配的な立場を占める場所におかれたときにこそ、最も完全な意味で自然状態にあるのだ。」(Burke [11] 449/663)

自己統治権を説く自然権思想は「理性が最高度に陶冶され支配的な立場を占める場所におかれ」るべき自然状態をむしろ転倒させることになろう。自然権

---

12) 本稿との関連で「推定」に関する興味深い事例を挙げておく。パークは革命フランスに対する戦争を正当化する根拠として「近隣法 (*Law of Neighbourhood*)」を挙げている。その法は、たとえば近所迷惑な建物を建てさせないように「近隣 (*vicinage*) の権利で所有権 (*ownership*) を破棄せずに、規制制約する」法であり、「自らの土地ですら完全な主人 (*perfect master*) にさせておかない」ものである。「たとえ間接的にもせよ隣人の不利益 (*prejudice*) を高めうるいかなる革新も認められない」ので、隣人たちは告発によって「工事を中断させたり、あるいはもし建設されてしまっていたら解体させたり命じることができる」。これを国際社会に当てはめると、革新である近所迷惑な建物が革命フランスということになる。ただし「この告発の権利は、この建物がどれほど隣人に迷惑であろうとも、旧来の様態で継続している場合には妥当しない。というのは、人間本性と人間的事象に関する深い考慮に発する、刷新に反対するある種の推定が存在するからである」(Burke [15] 250-51/916-17)。

「革新」を防止する目的で「人に自らの土地ですら完全な主人にさせておかない」近隣法および「刷新」に反対する「推定」という論拠はまさにパークが法定相続不動産としての国制や自由ならびに貴族を支持する論拠と重なることにも留意したい。

思想は「義務についての見識を持つ人間を選んだり、人間を義務に適応させたりする傾向を、直接間接いずれにしても持たないのだ」(Burke [9] 101/65)。すでに指摘したように水準化が「名誉の原理に則って行動すべき地位にある人」を引き下ろすのに対して、バークのいう「高貴な平等 (noble equality)」は各人が「事物の自然な秩序」に相応しい地位に就く (equal to the situation) ということで実現されるであろう<sup>13)</sup>。

「およそ多様な種類の市民から成り立っている社会ではどこでも、一部の種類が最上位に立たなければならない。したがって、水平主義者は事物の自然な秩序を変え、歪める以外の何事もしていないのである。彼らは、構造上の安定性からいっても地上におかなければならないものを空中に据えることで社会という建築物に負担をかけているのだ。共和国 (たとえばパリ共和国) を構成している仕立屋や大工の団体は、あなた方が彼らに押しつけようとしている地位に耐えうるはずは到底あり得ない (cannot be equal to the situation)。なぜならば、それは篡奪の中で最悪のもの、すなわち自然が具備している大権の篡奪だからである。」(Burke [9] 100/63)

自然権思想にもとづく社会設計は、本来専門知と政治的理性を要求される地位にそのための研鑽を積んでいない人々を就かせることで「高貴な平等」を否定し、結局のところ国家の目的を達成しえない状態、そして国民を解体させる

---

13) 農業では、自由な市場において農業経営者と労働者が「両当事者の相互的な便宜と、さらに言えば彼らの相互的な必要性とによって命じられたコンヴェンション」に基づいてマスターとサーバントの関係に入るのだが、その関係は「事物の自然な秩序」を保証する。「何ごとによらずあらゆるものうち、精神が最も価値があり最も重要であって、しかもこの等級において、農業全体には自然で正当な序列があるからである。すなわち家畜は犁や荷車に対して情報を提供する原理であり、労働者は家畜に対して理性であり、農業経営者が労働者に対して思考し主宰する原理だからである。この従属の連鎖 (this chain of subordination) をどこかで断ち切ろうとする試みは、いずれも同じように不合理である。しかも、この不合理は、誤った判断にとって最も容易で、つまり従いやすいところで、実際の働きにおいて最も有害である」(Burke [13] 124-25/251)。つまり、自由な市場は、マスターとサーバントという身分関係とともに「自然な従属の原理」を担保するのであって、国家による穀価や賃金統制という介入はこの担保を破壊する。言いかえればバークにとって自由市場と身分関係は対立するものではなくて、相補的な関係なのである。この点についての詳細は別稿を用意する予定である。

事態を生み出してしまうとバークは洞察する。

## VII 結びに代えて

バークは、フランス革命とその後の革命戦争を「何にもまして土地財産に対する戦争なのだ」(Burke [16] 374) と断定している。この言説が、現実の土地所有階級に対する攻撃という意味に留まらないことはもはや明らかであろう。バークにとってそれは「社会の連鎖と継承」そのものに対する攻撃であった。すなわち、その攻撃は、自らの意思とは独立に権利と義務の付随するコモン・ロー上の身分関係を解体することによって、社会にとって不可欠な「自然な従属の原理」の連鎖を断ち切り、人々を「単に多数の漠然とした、ばらばらな個人」にする。さらに、「改良の原理」である法定不動産相続を廃止することで個人の尊厳を育む世代間の継承を断絶する。それは法定相続不動産としての国制や自由、「改良の原理」に基づく継承、習慣および時効と推定による国制の正当性がまさに破壊の対象になっているということなのだ。法定相続不動産としての国制と自由は、革新による意思の支配を防止するとともに、「保守と修正の二原理」による継承を可能にする。バークにとって、法定不動産相続という原理は「可謬の存在」である人間の考案物を時効とそれに伴う推定という「自然の不謬強力な本能の援け」によって「補強」していく継承の原理であった。

「土地財産に対する戦争」はこのように社会の「連鎖と継承」の破壊、すなわち社会それ自体の解体を目的とするものだった。換言すれば、土地財産という「その本性においてあらゆる安定した統治の確固とした基礎」に対する攻撃を意味したであった (Burke [16] 374)。

イギリスは近代化の成果として「この 500 年間の自由の拡大と繁栄の増進」を享受してきた。バークにとって、それを支えてきたのが土地支配体制であり、それを担保していたのがコモン・ローであった。そしてこの「自由の拡大と繁栄の増進」を脅かすものこそ「専制政」であり、とりわけ後期においては「群衆の専制政」— 多数者の意思の支配 — であった。バークにとって多数者の意思の支配は自己統治権としての自由という「普遍的な原理」から必然的に帰結するものであった。本稿では、何故自己統治権は「統治における革命」ではな



く、「社会全体の破壊であり分解」を必然的にもたらずとバークが判断したのかを論じてきた。バークはコモン・ロー上の身分関係と法定不動産相続の思想に基づいて「この 500 年間の自由の拡大と繁栄の増進」を可能にしてきた国制を保守しようとしたのである。

【参考文献】

- [1] Atiyah, P. S., *The Rise and Fall of Freedom of Contract*, Oxford University Press, 1979.
- [2] Baker, J. H., *An Introduction to English Legal History*, London, 1971, 小山貞夫訳『イングランド法制史概説』創文社, 1975 年.
- [3] Burke, Edmund, *Thoughts on the Present Discontents*, 1770: in [18] vol. 4, 「現代の不満の原因を論ず」 [40] 所収.
- [4] Burke, Edmund, *Speech on Poor Removals Bill*, 2 March 1774: in [18] vol. 2.
- [5] Burke, Edmund, *Speech on Conciliation with America*, 22 March 1775: in [18] vol. 3, 「植民地との和解決議の提案についての演説」 [40] 所収.
- [6] Burke, Edmund, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, 3 April 1777: in [18] vol. 3, 「ブリストルの執行官ジョン・ファー、ジョン・ハリス両氏へアメリカ問題についての手紙」 [40] 所収.
- [7] Burke, Edmund, *Speech on Economic Reform*, 11 February 1780: in [18] vol. 3, 「経済改革演説」 [40] 所収.
- [8] Burke, Edmund, *Speech on Parliamentary Reform*, 16 June 1784: in [18] vol. 4, 「下院代表の状態を調整する委員会開催要求の動議についての演説」 [40] 所収.
- [9] Burke, Edmund, *Reflections on the Revolution in France*, 1790: in [18] vol. 8, 半澤孝麿訳『フランス革命の省察』みすず書房, 1989 年.
- [10] Burke, Edmund, *Letter to a Member of the National Assembly*, 1791: in [18] vol. 8, 「フランス国民議会議員への手紙」 [40] 所収.
- [11] Burke, Edmund, *An Appeal from the New to the Old Whigs, in Consequence of Some Late Discussions in Parliament Relative to the Reflections on the French Revolution*, London, 1791: in [18] vol. 4, 「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」 [40] 所収.
- [12] Burke, Edmund, *Thoughts on French Affairs*, 1791: in [18] vol. 8, 「フランスの国情についての考察」 [40] 所収.
- [13] Burke, Edmund, *Thoughts and Details on Scarcity*, 1795: in [18] vol. 9, 永井義雄訳「穀物不足にかんする思索と詳論」水田洋編『世界大思想全集 11』河出書房, 1957 年.
- [14] Burke, Edmund, *Letter to a Noble Lord*, 1796: in [18] vol. 9, 「一貴族への手紙」 [40] 所収.
- [15] Burke, Edmund, *First Letter on a Regicide Peace*, 1796: in [18] vol. 9, 「国王弑逆の総裁政府との講和」 [40] 所収.
- [16] Burke, Edmund, *Third Letter on a Regicide Peace*, 1796: in [18] vol. 9.
- [17] Burke, Edmund, *The Correspondence of Edmund Burke*, 10 vols. Thomas W. Copeland, et al. (eds.), Cambridge, 1958-1978.
- [18] Burke, Edmund, *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, 9 vols. Paul Langford, et al. (eds.), Oxford, 1981-2015.
- [19] Deakin, S. & Wilkinson, *The Law of the Labour Market: Industrialization, Employment, and Legal*

- Evolution*, Oxford, 2005.
- [20] Dickinson, H. T., *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, 1977: 田中秀夫監訳／中澤信彦他訳『自由と所有』ナカニシヤ出版, 2006 年.
- [21] Graveson, R. H. *Status in the Common Law*, London, 1953.
- [22] Locke, John, *Two Treatises of Government*, Cambridge, 1988: 加藤節訳『完訳 統治二論』岩波文庫, 2010 年.
- [23] Macpherson, C. B., *Burke*, Oxford, 1980: 谷川昌幸訳『バーク — 資本主義と保守主義』御茶の水書房, 1988 年.
- [24] Maine, Sir Henry Sumner, *Ancient Law: Its Connection with the Early History of Society and Its Relation to Modern Ideas*, London, 1861: 小泉鐵訳『メーン 古代法律』信山社, 1926 年.
- [25] Maitland, Sir Frederic William, *The Constitutional History of England: A Course of Lectures Delivered*, Cambridge, 1908: 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, 1981 年.
- [26] Paine, Thomas, *Rights of Man*, 1791; in *The Writings of Thomas Paine*, Moncure Daniel Conway (ed), New York, 1894. Vol. 2: 西川正身訳『人間の権利』岩波書店, 1971 年.
- [27] Pocock, J. G. A., 'Burke and the Ancient Constitution: a Problem in the History of Ideas', in *Politics, Language & Time: Essays on Political Thought and History*, Chicago, 1960.
- [28] Pocock, J. G. A., 'The Political Economy of Burke's Analysis of the French Revolution', in *Virtue, Commerce and History: Essays on Political Thought and History Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1985: 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房, 1993 年所収.
- [29] Pollock, Sir Frederick and Maitland Sir Frederic William, *The History of English Law before the Time of Edward I*, 2 vols., Indianapolis, 2010.
- [30] Pound, Roscoe, *The Spirit of Common Law*, Boston, 1921.
- [31] Pound, Roscoe, *Interpretations of Legal History*, New York, 1923.
- [32] Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1976: 水田洋訳『道徳感情論』(上)(下), 岩波文庫, 2003 年.
- [33] Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1976: 大河内一男監訳『国富論』I-III, 中央文庫, 1978 年.
- [34] Winch, Donald, *Riches and Poverty: An Intellectual History of Political Economy in Britain, 1750-1834*, Cambridge, 1996.
- [35] Ullmann, Walter, *The Individual and Society in the Middle Ages*, Baltimore, 1966: 鈴木利章訳『中世における個人と社会』ミネルヴァ書房, 1970 年.
- [36] 石田 眞『近代雇用契約法の形成 — イギリス雇用契約法史研究 —』日本評論社, 1994 年.
- [37] 小島秀信『伝統主義と文明社会 — エドモンド・バークの政治経済哲学』京都大学学術出版会, 2016 年.
- [38] 立川 潔「エドモンド・バークの社会認識とコモン・ローにおける身分概念」『成城大学 経済研究』218 号, 375-411 頁, 2017 年.
- [39] 立川 潔「エドモンド・バークの社会思想とコモン・ローの基礎理念 — 法的身分関係と「自由の拡大と繁栄の増進」 —」『成城大学 経済研究』221 号, 23-65 頁, 2018 年.
- [40] バーク, エドモンド, 中野好之編訳『バーク政治経済論集 保守主義の精神』法政大学出版局, 2000 年.

立川潔：エドマンド・バーク社会思想の基底としての大土地所有

[41] 森 建資『雇用関係の生成 — イギリス労働政策史序説 —』木鐸社，1988 年。

(付記)

本稿は 2019 年度成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。

(たちかわ・きよし 成城大学経済学部教授)